（共済金）

第百三十八条　組合等は、第百三十六条第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする農作物共済については、共済目的の種類ごとに、共済事故による農作物の減収量が農林水産省令で定める数量を超えた場合に、その超えた部分の数量に同号の単位当たり共済金額を乗じて得た金額を共済金として支払うものとする。

組合等は、第百三十六条第一項第二号に掲げる金額を共済金額とする農作物共済については、共済目的の種類ごとに、共済事故による農作物の減収又は品質の低下（これらのうち農林水産省令で定めるもの（に限る。）がある場合において、その年産の農作物の生産金額が同号の共済限度額に達しないときに、当該共済限度額と当該生産金額との差額に、共済金額の共済限度額に対する割合を乗じて得た金額を共済金として支払うものとする。

第一項の減収量は、第百三十六条第一項第一号の基準収穫量及びその年産の農作物の収穫量を基礎として、農林水産省令で定めるところにより算定するものとする。

（共済責任期間）

第百三十九条　農作物共済の共済責任期間は、共済目的の種類たる農作物の移植期又は発芽期、共済事故の発生態様その他の事情を考慮して農林水産省令で定める基準に従い事業規程等で定める期間とする。

第三款　家畜共済

第三章第二節の節名及び第百四条から第百五条までを削る。

第百三条に見出しとして「（準用）」を付し、同条中「第十一条」を「第四条、第六条、第十一条」に、「第二十五条及び」を「第二十条、第二十五条、第二十八条、第三十条、第三十一条第一項及び第二項（第二号を除く。）並びに」に改め、「規定」の下に「（これらの規定のほか、家畜共済にあつては同法第十条、第十七条第二項及び第二十二条の規定、園芸施設共済にあつては同法第十七条第二項、第十八条第二項及び第二十二条の規定、任意共済にあつては同法第九条、第十条及び第十八条第二項の規定）」を加え、同条を第百三十四条とし、同条の次に次の款名及び一条を加える。

第二款　農作物共済

（共済関係の成立）

第百三十五条　農作物共済の共済関係は、共済目的の種類ごと及び農作物の年産ごとに、農業共済組合の組合員若しくは第二十条第四項の規定による全国連合会の組合員（第百四十六条及び第百六十三条第二項を除き、以下この節において「組合員」と総称する。）又は共済資格者が、事業規程等で定めるところにより、当該組合員又は共済資格者が耕作を行う農作物共済の共済目的たる農作物（農作物共済の共済関係を成立させないことを相当とする農林水産省令で定める事由に該当するものを除く。）の全てを農作物共済に付することを申し込み、組合等がこれを承諾することによつて、成立するものとする。

第九十九条の二から第百二条までを削る。

第九十九条に見出しとして「（免責事由）」を付し、同条第一項中「責め」を「責任」に改め、同項第一号中「第九十四条第一項」を「第百二十五条第一項」に改め、同項第二号中「第九十五条」を「第百二十六条」に改め、同項第三号中「第九十八条」を「第百三十条」に改め、同項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号及び第七号を削り、同項第八号中「第百二十条の二第一項、第百二十条の十二第一項又は第百二十条の十九第一項」を「第百三十五条、第百四十条第一項、第百四十七条、第百五十二条第一項又は第百五十七条第一項」に、「果樹、農作物」を「農作物、家畜（当該申込みの際、現に飼養していたものに限る。）、果樹」に、「第八十四条第四項」を「第九十八条第四項」に、「とき及び」を「とき、及び」に改め、同号を同項第五号とし、同項に次の一号を加える。

六　その他政令で定める事由があるとき。

第九十九条第三項中「第百六条第一項第一号、第百二十条の六第一項第一号又は第百二十条の十二第一項第一号」を「第百三十六条第一項、第百四十八条第一項又は第百五十三条第一項」に改め、同条第二項を削り、同条を第百三十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（協力依頼等）

第百三十三条　組合等は、共済金額の決定又は支払うべき共済金に係る損害の額の認定に関し必要があるときは、組合員等からその生産した農産物の加工若しくは販売の委託を受け、若しくは当該農産物の売渡しを受けた者又は組合員等に資材の売渡しをした者に対し、当該委託又は売渡しに係る農産物又は資材の数量、品質又は価格に関する資料の提供につき、その協力を求めることができる。

行政庁は、組合等に対し、共済事業の効率的かつ円滑な実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言を行うよう努めるものとする。

第九十八条の二に見出しとして「（損害認定）」を付し、同条中「農林水産大臣が定める準則」を「農林水産省令で定める基準」に改め、同条に次の一項を加える。

組合等は、その支払うべき農作物共済、収穫共済又は畑作物共済の共済金に係る損害の額を認定するに当たつては、事業規程等で定めるところにより、あらかじめ当該組合等の損害評価会の意見を聴かなければならない。

第九十八条の二を第百三十一条とする。

第九十八条に見出しとして「（通知義務）」を付し、同条第一項中「共済事故が発生したときは」を「次に掲げる場合は、事業規程等で定めるところにより」に、「その」を「、その」に改め、同項に次の各号を加える。

一　共済目的に農林水産省令で定める異動を生じたとき。

二　共済事故が発生したとき。

三　共済金の支払を受けるべき損害があると認めるとき。

第九十八条第二項を削り、同条を第百三十条とする。

第九十七条に見出しとして「（調査）」を付し、同条中「何時でも」を「いつでも」に、「出来る」を「できる」に改め、同条を第百二十九条とする。

第九十六条の二に見出しとして「（家畜診療施設）」を付し、同条中「共済規程等の」を「事業規程等で」に改め、同条を第百二十八条とする。

第九十六条に見出しとして「（損害防止施設）」を付し、同条中「共済規程等の」を「事業規程等で」に改め、同条を第百二十七条とする。

第九十五条に見出しとして「（損害防止の処置の指示）」を付し、同条を第百二十六条とする。

第九十四条に見出しとして「（通常すべき管理等の義務）」を付し、同条を第百二十五条とする。

第九十三条に見出しとして「（共済関係に関する権利義務の承継）」を付し、同条第一項中「農作物共済の」、「当該農業共済資格団体の行う耕作に係る」及び「。以下この項及び第四項において同じ。」を削り、「共済関係」を「組合等の承諾を受けて、共済関係」に改め、「承継する」の下に「ことができる」を加え、ただし書を削り、同条第五項中「前四項」を「前二項」に改め、同条第二項及び第四項を削り、同条を第百二十四条とする。

第九十二条に見出しとして「（共済金額の削減）」を付し、同条中「政令の」を「政令で」に改め、同条を第百二十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（共済関係の存続）

第百二十三条　組合等との間に共済事業の共済関係の存する者が、住所を移転したこと（農業共済資格団体にあつては、その構成員が住所を移転したこと）により組合員又は共済資格者でなくなつた場合において、その者が当該共済関係を存続させることについてその移転前に当該組合等の承諾を受けていたときは、当該共済関係は、なお存続するものとする。

組合等は、正当な理由がなければ、前項の承諾を拒むことができない。

第九十一条に見出しとして「（共済金の額の下限）」を付し、同条中「下つて」を「下回つて」に改め、同条を第百二十一条とする。

第九十条に見出しとして「（共済掛金等の相殺の制限）」を付し、同条中「第八十七条第一項」を「第百十八条第一項」に、「以て」を「もつて」に改め、同条を第百二十条とする。

第八十九条を削る。

第八十八条に見出しとして「（共済掛金等に関する権利の消滅時効）」を付し、同条中「第八十七条第一項」を「前条第一項」に、「払戻」を「払戻し」に、「因つて」を「よつて」に改め、同条を第百十九条とする。